これは謄本である。 令和 4 年 7 月 19日 東京地方裁判所民事第 ン 部 裁判所書記官 **戸 田 淳**



令和4年(行ク)第145号 訴訟救助の申立て事件

(基本事件 令和4年(行ウ)第206号 公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件)

決定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

申立人 (原告)

樹斌

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(被告) 国

同代表者法務大臣 古 川 禎 久

主

1 基本事件の訴えの提起手数料のうち1万3000円及び 書類の送達に必要な費用につき、訴訟上の救助を付与する。

2 申立人のその余の申立てを却下する。

理由

第1 申立ての趣旨

10

15

20

25

基本事件につき、申立人に対し、訴訟上の救助を付与する。

- 第2 当裁判所の判断
 - 1 基本事件は、申立人が、主位的請求として、国税の差押え、充当等の処分(以下「本件各処分」という。)の取消しを求めるとともに、これらの処分について公務員に職権濫用があったとして被告に対し100万円の慰謝料の支払を求め、予備的請求として、被告に対し、申立人が通報した事件について、人事院、法務省大臣官房及び同省法務局人権擁護部の職員が対応しなかったことについて調査及び当該職員の告発を求めるとともに、当該不作為によって原告が受けた精神的苦痛に係る慰謝料として合計1200万円の支払を求め、さらに、原告が上野労働基準監督署に通報した会社の違法行為の処分、告発等を求める事案である。
 - 2(1) まず、主位的請求についてみると、本件各処分の取消しの訴えについては、

一件記録によれば、申立人は、本件各処分について国税不服審判所長に対する審査請求をしていないことを前提に主張しており、同審査請求をしたとは認められないから、国税通則法115条1項の定める審査請求前置の要件を満たさず、令和4年6月8日付け回答書において審査請求をすることなく訴えを提起することができる理由として記載する事由も、同項ただし書各号や行政事件訴訟法8条2項各号が定める裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起できる場合に該当しない。したがって、本件各処分の取消しの訴えは不適法であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」(民事訴訟法82条1項ただし書)ことの疎明があるとはいえない。また、本件各処分について公務員に職権濫用があることに基づく損害賠償請求については、申立人の主張を前提としても、50万円を超える部分は明らかに過大な請求であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。

10

20

25

- (2) 次に、予備的請求についてみると、申立人の通報に対して対応しなかった 人事院及び法務省の各職員の告発等を求める訴え、並びに上野労働基準監督 署に通報した会社の違法行為の処分、告発等を求める訴えについては、申立 人と相手方との間の具体的な権利義務ないし法律関係について審判を求める ものではなく、「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に該当しないから、司 法審査の対象とならず不適法である。また、人事院及び法務省の各職員の不 作為に係る損害賠償請求については、申立人の主張を前提としても、それぞ れ50万円を超える部分は明らかに過大な請求であり、「勝訴の見込みがない とはいえない」ことの疎明があるとはいえない。
- 3 本件申立ての疎明資料を含む一件記録によれば、申立人が、「訴訟の準備及び 追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障 を生ずる者」(民事訴訟法82条1項本文)であることについて疎明があるとい える。
- 4 よって、本件申立ては、主位的請求のうち50万円の損害賠償請求に係る訴

えの提起手数料、予備的請求のうち合計 1 5 0 万円の損害賠償請求に係る訴え の提起手数料及び書類の送達に必要な費用について救助を求める限度で理由が あるから(なお、訴えの提起手数料については、多額である予備的請求の限度 で認める。)、主文のとおり決定する。

令和4年7月19日

10

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

春名



裁判官

瀬

片



裁判官

下道

良

